

# 騒音・振動規制のてびき ＜建設工事 編＞

騒音規制法  
振動規制法  
千葉県環境保全条例

平成31年1月

千葉県環境局環境保全部環境規制課

工事を開始する前には  
特定建設作業の届出が必要です

建設工事において重機等を使用する作業(特定建設作業)による騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び千葉県環境保全条例により規制されており、事前に届出が必要です。

## I 騒音規制法に基づく特定建設作業

1. くい打機、くい抜機、又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業	
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	
5. コンクリートプラント <sup>*1</sup> またはアスファルトプラント <sup>*2</sup> を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	<sup>*1</sup> 混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。 <sup>*2</sup> 混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。
6. バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。

## II 振動規制法に基づく特定建設作業

1. くい打機、くい抜機、又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3. 舗装版破壊機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4. ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

## III 千葉県環境保全条例に基づく特定建設作業

1. ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業	騒音規制法第2条第3項に規定する特定建設作業は除く。
2. 動力もしくは火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業	
3. 振動ローラーを使用する作業	
4. コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
5. ディーゼルエンジン(定格出力 7.5 キロワット以上のものに限る)を使用する作業	

# 1 規制対象作業（特定建設作業）

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業として騒音規制法、振動規制法及び千葉市環境保全条例に定める作業を「特定建設作業」といいます。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除きます（規制対象外）。

（「○」は届出が必要な作業）

特定建設作業の種類		騒音 規制法	振動 規制法	市条例	備 考
くい打機を使用する作業					
1 既製くい (矢板を含む)	ア 打撃工法	○	○		ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアーハンマ等(もんけんは除く)
	イ 振動工法	○	○		バイブロハンマ
	ウ 圧入工法				油圧、ワイヤー圧入
	エ アースオーガー併用作業		○		アースオーガーを併用して打撃振動を加える場合(プレボーリング工法等)
2 現場打ちくい					ベント工法等
くい抜機を使用する作業					
1 静的な力を利用					油圧式
2 衝撃力を利用した方法		○	○		パイルエキストラクタ等
くい打くい抜機を使用する作業					
1 静的な力を利用					圧入式
2 振動を利用した方法		○	○		バイブロハンマ等
びょう打機を使用する作業					
1 リベッチングハンマ		○			
2 その他					インパクトレンチによる高張力ボルト締め等
さく岩機を使用する作業 (移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。)					
1 ブレーカー	ア 手持式	○			空圧式、油圧式、エンジン式電動機式、電動ピック等
	イ その他	○	○		ショベルに取り付けた大型ブレーカー等
2 さく孔を主とするもの		○			ジャックハンマ(シンカ、ハンドハンマ)、レッグドリル(レッグハンマ)、ストーパドリフト、ワゴンドリル、クローラドリル等

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	市条例	備 考
空気圧縮機を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）				
1 電動式				
2 その他(15キロワット以上)	○			
コンクリートプラントを設けて行う作業 (混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上のもの。 ただし、モルタル製造作業は除く。)	○			工事現場又はその付近に当該工事 に関連して一時的に設置されるもの に限る。
アスファルトプラントを設けて行う作 業(混練容量200kg以上)	○			不特定多数の工事のために設置さ れるプラントは、工場として別の届 出が必要となる。
鋼球を使用して建築物その他の工作 物を破壊する作業		○		
舗装版破碎機を使用する作業		○		ドロップハンマ車等
バックホウを使用する作業	○※		○※	※低騒音型建設機械については、 騒音規制法の対象から除外される が、市条例で届出対象となる <sup>(注)</sup> 。
トラクターショベルを使用する作業				
ブルドーザーを使用する作業				
ブルドーザー、トラクターショベル、バ ックホウその他これらに類する整地 機又は掘削機を使用する作業			○	騒音規制法に基づき届出がなされ たものを除く <sup>(注)</sup> 。 能力規定はなく、全機械が対象。
動力若しくは火薬を使用して建築物 その他の工作物を解体し、又は破壊 する作業			○	破碎機、ニブラ、クラッシャー(大割 機)、フォーク等
振動ローラーを使用する作業			○	
コンクリートカッターを使用する作業			○	
ディーゼルエンジンを使用する作業 (7.5kW 以上)			○	ジェネレーター等

注 「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」については、国の告示(平成9年環境庁告示第54号)により、低騒音型建設機械として指定されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーとされています。これらの機械を使用する作業については、騒音規制法に基づく届出の対象ではありませんが、千葉県環境保全条例の特定建設作業の届出の対象となります。

## 2 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

規制項目		項目	騒音 (騒音規制法・ 千葉県環境保全条例)	振動 (振動規制法・ 千葉県環境保全条例)	適用除外 (※1)
騒音又は振動 の大きさ	基準値		85デシベル	75デシベル	
	基準地点	敷地の境界線			
作業時刻	1号区域 (※3)	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと			ア・イ・ウ・エ
	2号区域 (※3)	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと			
1日当たりの 作業時間 (※2)	1号区域 (※3)	10時間を超えないこと			ア・イ
	2号区域 (※3)	14時間を超えないこと			
作業期間		連続6日を超えないこと			ア・イ
作業日		日曜日その他の休日でないこと			ア・イ・ウ・エ・オ

※1 規制項目ごとに次に掲げる場合は、当該規制項目は適用されません。

- ア 災害その他非常事態の発生により、緊急を要する場合
- イ 人の生命・身体の危険防止のために必要な場合
- ウ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- エ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）が付された場合
- オ 変電所の変更工事であって必要な場合

※2 市は、1日当たりの作業時間について、基準を超える大きさの騒音・振動を発生する特定建設作業について改善勧告及び改善命令（p.7）を行うに当たり、上表に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。

### ※3 規制に係る区域

#### (1) 騒音（騒音規制法・千葉県環境保全条例共通）（平成4年千葉県告示第98号）

1号区域	市長が指定した区域（*下記参照）のうち、次に掲げる区域 ○第1種区域、第2種区域及び第3種区域 ○第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル以内の区域
2号区域	1号区域以外の市内全域

\*市長が指定した区域（平成4年千葉県告示第97号）

区 域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域並びに第1特別地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第1特別地域を除く。） 並びに第2特別地域
第4種区域	工業地域及び工業専用地域（ただし、第1特別地域及び第2特別地域を除く。）

備考

- 第1特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に接する境界から50m以内の区域をいう。
- 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域に接する境界から50m以内の区域をいう。

#### (2) 振動（振動規制法・千葉県環境保全条例共通）（平成4年千葉県告示第101号）

1号区域	市長が指定した区域（*下記参照）のうち、 ○第1種区域 ○第2種区域のうち、 ・近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 ・工業地域で、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル以内の区域
2号区域	1号区域以外の工業地域

\*市長が指定した区域（平成4年千葉県告示第100号）

区 域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

### 3 届出

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、次の要領で騒音規制法、振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業の届出をしてください。

#### (1) 届出者

特定建設作業を伴う工事を施工する**元請業者**

#### (2) 届出期限

特定建設作業開始の**7日前**まで

#### (3) 届出書の提出部数

正本と副本の**計2部**

#### (4) 提出書類 (p. 8 以降の記載例を参考にしてください)

- ア 特定建設作業実施届出書 (様式第9)
- イ 別紙1 (特定建設作業の種類、使用する機械の名称等及び騒音・振動の防止の方法)
- ウ 別紙2 (作業別下請負人の氏名及び連絡場所等) ※下請負人がいない場合は不要
- エ 特定建設作業を行う場所付近の見取図 (住宅地図コピー等)
- オ 工事工程表 (建設工事の工程の概要とともに特定建設作業の工程を明示すること)

※工期が延長する等の届出内容の変更が生じた場合、すみやかに環境規制課騒音対策班 (043-245-5191)にお問い合わせください。

### 4 改善勧告及び改善命令 (騒音規制法第15条、振動規制法第15条、千葉市環境保全条例第75条)

市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、騒音・振動の防止の方法の改善等を勧告することがあります。また、改善勧告に従わないときは、命令を行うことがあります。

### 5 報告及び検査

#### (1) 報告の徴収 (騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項、千葉市環境保全条例第107条)

市長は、特定建設作業を伴う建設工事の施工者に対し、特定建設作業の状況等について報告を求めることができます。

#### (2) 立入検査 (騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項、千葉市環境保全条例第108条第1項)

市職員は、建設工事の場所に立ち入り、物件を検査することができます。

### 6 罰則 (騒音規制法第30条~第33条、振動規制法第25条~第28条、千葉市環境保全条例第116条~第118条)

事業者が改善命令に従わないとき、届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は報告若しくは検査を拒んだときは、罰則が適用されます。



# 記載例

様式第9

## 特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

住所(所在地)

〒

氏名(名称及び代表者の氏名)

法人代表者印

印

(連絡先電話番号)

(連絡先電子メールアドレス)

@

建設工事の元請業者となります。

原則として本社(店)の所在地、名称、代表者氏名

共同企業体の場合は代表会社を記載

(共同企業体名を併記)

- 特定建設作業を実施するので、
- 騒音規制法第14条第1項(第2項)
  - 振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届出ます。
  - 千葉市環境保全条例第73条第1項

建設工事の名称	〇〇ビル新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造地上6階建			
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び千葉市環境保全条例施行規則別表第9に規定する機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	〇〇区 △△町 ××××			
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日から 至 年 月 日まで			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	8時	17時	休日を除く	8時間
騒音又は振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇区〇〇 〇〇産業(株) 代表取締役 △△△△ Tel# # #-# # # #			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場監督 □□□□ Tel# # #-# # # #			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	別紙のとおり			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	別紙のとおり			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

特定建設作業の場所ごとに提出(複数箇所の作業で場所が離れている場合、原則として作業場所ごとに届出が必要)

工事のうち、特定建設作業を実施する期間を記載(工事全体工期ではない)

下請負人がいない場合、別紙2は不要

(備考)

- 特定建設作業の種類のカラムには、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、千葉市環境保全条例施行規則別表第9に掲げる作業名を記入すること。
- 特定建設作業の実施の期間のカラムには、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、その日を明示すること。
- ※印のカラムには、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 記載例

特定建設作業の種類ごとに、

1. 騒音規制法
2. 振動規制法
3. 千葉県環境保全条例

で該当するものを○で囲んでください。

別紙 1

特定建設作業の種類、使用する機械の名称等及び騒音・振動の防止の方法

	特定建設作業の種類	機械の名称	型式	能力	数	使用時間
1・②・3	くい打ち機を使用する作業（PC杭打ち込み）	クローラ懸垂式 アースオーガー	A社 D-60H	原動機 45kW		
①・②・3	くい打ち機を使用する作業（鋼矢板打ち込み）	防音装置付 パイプロハンマ	B社 VD-45	原動機 45kW	1	8時～17時
①・2・3	削岩機を使用する作業	ハンドブレーカー コンプレッサー	C社 CB-20 D社 EC50ZS	600kg級	1	8時～17時
①・②・3	削岩機を使用する作業	大型ブレーカー	E社 H-6X	600kg級	1	8時～17時
1・2・③	バックホウを使用する作業	油圧式 バックホウ	B社 VD-45	原動機定格出力30kW	1	8時～17時
1・2・③	ディーゼルエンジンを 使用する作業	発電機	B社 VD-45	210kW	1	8時～17時

能力の欄には使用機械の定格出力等を記載ください。

騒音または振動の防止方法

- ・ 付近住民に対しては工事内容を十分に説明した。また、施工方法、作業時間については住民の要望を十分に配慮した。
- ・ 使用する機械はすべて防音型とする、
- ・ 工事現場の周囲に高さ3mの防音パネルを設置する。
- ・ PC杭の打ち込みに際して、できる限り打撃回数を減らして施工する、
- ・ 掘削は衝撃力による施工を避け、無理な負担をかけないようにする。また、エンジンの空ぶかし等をしないようにする。

- ・ 付近住民への説明を行う（行った）
  - ・ 低騒音型の機械を使用する など
- その他、騒音・振動対策を記入してください。

- ・ 工程表（特定建設作業の時期が明示されたもの）
  - ・ 周辺地図（現地確認に行ける程度のもの）
- を必ず添付してください。

備考

- 1) 特定建設作業の種類ごとに、1. 騒音規制法、2. 振動規制法、3. 千葉県環境保全条例に該当するものの数字を○で囲むこと。
- 2) 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び千葉県環境保全条例施行規則別表第9に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3) 騒音又は振動の防止方法の具体的内容については、必要に応じて図面等の資料を添付すること。
- 4) 添付書類

\* 工事工程表（特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定建設作業を明示したもの）

\* 特定建設作業を行う場所付近の見取図

## 記載例

下請業者がない場合、別紙2は不要

別紙2

作業別下請負人の氏名及び連絡場所等

特定建設作業の種類	機械の名称・型式	下請負人の氏名又は名称及び所在地	下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先
杭打機を使用する作業 (PC 杭打込み)	クローラ懸垂式 アースオーガー A社 D-60H	〇〇市〇〇区〇〇 〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	□ □ □ □ Tel 〇〇〇-△△△△
杭打機を使用する作業 (鋼矢板打込み)	防音装置付パイプロハンマ B社 VD-45	△△市〇〇町〇〇 (有)〇〇工業 社長 ****	△ △ △ △ Tel □□□□-〇〇-△△△△
削岩機を使用する作業	ハンドブレーカー C社 CB-20 コンプレッサー D社 EC50ZS	〇〇市〇〇区〇〇 (株)〇〇産業 社長 △△@@	

## 記載例

### — 工程表記載例 —

工事名	〇〇会館新築工事						
工事箇所	〇〇区〇〇町〇〇—〇						
全体工期	平成〇年〇月〇日～〇年〇月〇日						
特定建設作業の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
準備工	4/10						
くい打ち機を使用する作業		5/10			8/3		
削岩機を使用する作業		5/10	6/21	8/1	9/12		
ディーゼルエンジンを使用する作業		5/10		発電機			10/15
後片付け							10/20

「最も早い作業開始日」と「最も遅い作業終了日」を、  
様式第9の「特定建設作業の実施の期間」と一致させること

## 建設工事の注意事項

発注者及び施工業者は、次の事項に十分留意の上、工事を行ってください。

1. 工事計画の策定にあたっては、工事現場の周辺状況等を調査の上、極力、低騒音、低振動の工法や建設機械の採用に努めてください。
2. 工事の施工に当たっては、あらかじめ、工事の概要、作業時間、作業期間、防止対策等について周辺住民に十分説明し、理解を得るよう努めてください。
3. 周辺住民に対しては、苦情処理の責任者を明確にし、苦情には速やかに誠意を持って対処してください。
4. 騒音・振動を伴う作業は、日曜日、祝日等の休日や早朝、夜間には原則として行わないでください。
5. 重機の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオ等により、周辺住民に迷惑をかけるよう配慮してください。
6. 工事期間中は、粉じん等の飛散を防止するため、散水・覆い等を施すとともに、事故防止のため、関係者以外の立ち入りができないよう措置を講じてください。

### <問い合わせ・届出書提出先>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境規制課 騒音対策班

電話 043-245-5191 FAX 043-245-5581 電子メール kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/sound.html>

“千葉市” “騒音”

検索

⇒ 千葉市：騒音対策班のページへ